

平成 27 年度第 3 回都市計画公聴会の 公述人の意見に対する大阪府の考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対しての大阪府の考え方は、次のとおりです。

公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
D	<p>●●寺の檀家を代表して意見を申し上げる。●●寺の境内が大きく計画線にかかっているということが分かり、檀信徒全員が非常に危機感をもって、憂慮をしている。●●寺の起源は、奈良時代の 700 年代からずっと続いてきたと言われている。また寺院の東北角には聖徳太子の弟だといわれている茨田親王塚があり、それもいわゆる古代寺院のあった一つの証ではないかと言われている。●●寺は、非常に由緒ある歴史を持っているわけであり、寝屋川市としても非常に貴重な文化財、史跡であると思う。</p> <p>今回の道路計画案では境内のほとんどが道路域にかかり、本堂の間際まで道路線がくるため、お寺に庭がない状態になる。庭がなくなるとお寺でいろんな行事ができず、人が集まれない。その計画が実行されると、山門も取り込まれてしまう。そして、本堂の間際まできますと山門、塀とかも作れない。そういう状態のお寺は、存在できるのだろうかと思う。</p> <p>今回の計画に反対ではなく、改善されればいいと思うが、住民にとって文化財、公共物といってもいいお寺をもう少し大切に扱っていただきたい。</p> <p>要望としては、計画線を南に下げて、せめて今の山門を残せるような位置に変更をしていただけないか。かなりたくさんいる檀信徒全員がそう願っているので検討をお願いします。</p>	<p>本案は、現道の府道枚方交野寝屋川線の道路区域を活かしながら、すでに計画決定されている都市計画道路区域内において幅員を縮小するもので、現道の道路管理者及び事業予定者の寝屋川市等との協議を経て、作成したものであります。</p> <p>ご指摘の当該箇所においては、現道の道路区域を活かし、可能な限り南側を通る線形としておりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。</p>

公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
E	<p>住職を務めている●●寺は、寝屋川でも最も歴史と伝統のある寺院だと自負しておりますが、今回の都市計画道路の拡張により、境内地を大きく削られるので危惧している。</p> <p>現在約6.5mの道路を20mまで拡張する必要があるのか。元の計画25mから20mに変更するということが、さらに幅員を狭くしてもよいのではないかと。昨年、開通した市道寝屋川駅前線は狭いところでも幅員25m、自転車歩行者道7.5mもある道路だが、こんなに広い道路を造る必要があったのか、という声をよく聞く。広大な道路のわりに実際の交通量が少ない印象を受けるからです。この道路を造るに当たって、綿密な調査と予測がなされ、幅員が決定されたと思う。開通後の実際の自動車、歩行者、自転車の交通量は予測どおりだったのか。</p> <p>今回の対馬江大和線では、自動車、歩行者から独立した自転車道が導入されると聞くが、精細な調査と予測が必要である。幅員20mも必要なほどの交通量にはならないと思う。並行して府道枚方交野寝屋川線と池田秦線があり、旧国道1号と国道170号を行き来するにはそちらを利用するほうが便利である。寝屋川市駅周辺に用事のある方が利用する生活道路であり、道路が拡張されても、交通量はそれほど増えないと思う。</p> <p>また、整備済み区間のりそな銀行前の歩道について、自転車道ができると、銀行の手前で急に自転車道がなくなり、歩道も狭くなるので、非常に危険な状況になると思う。自転車道を取りやめて、幅員を狭めてもよいのではないかと。</p> <p>今回の計画では、不本意ながらも立ち退きを迫られる方や、どうしても手放したくない土地を、手放さざるを得ない方が数多く出てくるが、そのような方々を少しでも減らすために、道路の幅員をさらに狭めるようお願いする。</p>	<p>都市計画道路対馬江大和線は、京阪寝屋川市駅へのアクセス道路として計画された路線であり、自転車道、歩道については、安全で快適な通行空間を確保するために、それぞれを分離する構造としており、車道については、将来交通量推計において、予測交通量の減少が見込まれたため、4車線から2車線に変更することとしております。</p> <p>そのため、道路断面構成としては、道路構造令の基準から、車道3m、自転車道2m、歩道3.5mに加え、沿道店舗への荷捌き等のための停車帯1.5mをそれぞれ両側に確保することとしており、計画幅員を25mから20mに変更するものであります。</p> <p>なお、市道寝屋川駅前線の交通状況調査については、市から調査を行うことについて検討すると聞いております。</p> <p>また、ご指摘の自転車の安全対策については、道路管理者として必要に応じて、関係機関等との協議のうえ、路面標示や看板による注意喚起等、適切な対応を図ってまいります。</p>